

ロジスティック選書

FTA 協定を読み解くシリーズ No.1

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定
(日タイ EPA)

原産地規則、品目別規則

付録:HS2017→HS2002 変換表

株式会社ロジスティック

目次

FTA の協定文を読もう		8
株式会社ロジスティックとは		9
協定本文	第 3 章 原産地規則	10
第 27 条	定義	11
第 28 条	原産品	12
第 29 条	累積	14
第 30 条	僅少の非原産材料	14
第 31 条	原産資格を与えることとならない作業	14
第 32 条	積送基準	14
第 33 条	組み立ててないか又は分解してある産品	15
第 34 条	代替性のある産品及び材料	15
第 35 条	間接材料	15
第 36 条	附属品、予備部品及び工具	15
第 37 条	小売用の包装材料及び包装容器	16
第 38 条	船積み用のこん包材料及びこん包容器	16
第 39 条	関税上の特惠待遇の要求	16
第 40 条	原産地証明書	16
第 41 条	照会に対する回答	17
第 42 条	輸出に関する義務	17
第 43 条	原産地証明書に基づく確認の要請	18
第 44 条	原産品であるか否かについての確認のための訪問	18
第 45 条	原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定	19
第 46 条	秘密性	19
第 47 条	虚偽申告に対する罰則及び措置	20
第 48 条	雑則	20
第 49 条	原産地規則に関する小委員会	20
附属書 2	(第 3 章関係) 品目別規則	21
第 1 節	一般的注釈	22
第 2 節	品目別規則	23
第 1 部	動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品(第 1 類から第 5 類まで)	23
第 1 類	動物(生きているものに限る。)	23
第 2 類	肉及び食用のくず肉	23
第 3 類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	23

第 4 類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	23
第 5 類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く)	23
第 2 部	植物性生産品(第 6 類から第 14 類まで)	24
第 6 類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	24
第 7 類	食用の野菜、根及び塊茎	24
第 8 類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	24
第 9 類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	24
第 10 類	穀物	25
第 11 類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	25
第 12 類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	25
第 13 類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	25
第 14 類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	25
第 3 部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう(第 15 類)	26
第 15 類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	26
第 4 部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品(第 16 類から第 24 類まで)	27
第 16 類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	27
第 17 類	糖類及び砂糖菓子	28
第 18 類	ココア及びその調製品	29
第 19 類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	30
第 20 類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	31
第 21 類	各種の調製食料品	34
第 22 類	飲料、アルコール及び食酢	34
第 23 類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	35
第 24 類	たばこ及び製造たばこ代用品	35
第 5 部	鉱物性生産品(第 25 類から第 27 類まで)	36
第 25 類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	36
第 26 類	鉱石、スラグ及び灰	36
第 27 類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	36
第 6 部	化学工業(類似の工業を含む)の生産品(第 28 類から第 38 類まで)	38

第 28 類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機 又は有機の化合物	38
第 29 類	有機化学品	39
第 30 類	医療用品	43
第 31 類	肥料	44
第 32 類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の 着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	44
第 33 類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	45
第 34 類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、 ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及び プラスターをもととした歯科用の調製品	46
第 35 類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	46
第 36 類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	47
第 37 類	写真用又は映画用の材料	47
第 38 類	各種の化学工業生産品	47
第 7 部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品(第 39 類及び第 40 類)	49
第 39 類	プラスチック及びその製品	49
第 40 類	ゴム及びその製品	50
第 8 部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバック その他これらに類する容器並びに腸の製品(第 41 類から第 43 類まで)	51
第 41 類	原皮(毛皮を除く)及び革	51
第 42 類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバックその他これらに類する 容器並びに腸の製品	51
第 43 類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	51
第 9 部	木材及びその製品、本炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の 組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物(第 44 類から第 46 類まで)	53
第 44 類	木材及びその製品並びに木炭	53
第 45 類	コルク及びその製品	53
第 46 類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	53
第 10 部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びに これらの製品(第 47 類から第 49 類まで)	54
第 47 類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	54
第 48 類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	54
第 49 類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、 設計図及び図案	55

第 11 部	紡織用繊維及びその製品(第 50 類から第 63 類まで)	56
第 50 類	絹及び絹織物	57
第 51 類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	57
第 52 類	綿及び綿織物	58
第 53 類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	58
第 54 類	人造繊維の長繊維及びその織物	58
第 55 類	人造繊維の短繊維及びその織物	59
第 56 類	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	59
第 57 類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	59
第 58 類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	60
第 59 類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	60
第 60 類	メリヤス編物及びクロセ編物	61
第 61 類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)	61
第 62 類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く)	62
第 63 類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	63
第 12 部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品(第 64 類から第 67 類まで)	64
第 64 類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	64
第 65 類	帽子及びその部分品	64
第 66 類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	64
第 67 類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	64
第 13 部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品(第 68 類から第 70 類まで)	65
第 68 類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	65
第 69 類	陶磁製品	65
第 70 類	ガラス及びその製品	65
第 14 部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣(第 71 類)	66
第 71 類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	66
第 15 部	卑金属及びその製品(第 72 類から第 83 類まで)	68

第 72 類	鉄鋼	68
第 73 類	鉄鋼製品	70
第 74 類	銅及びその製品	71
第 75 類	ニッケル及びその製品	72
第 76 類	アルミニウム及びその製品	72
第 78 類	鉛及びその製品	73
第 79 類	亜鉛及びその製品	73
第 80 類	すず及びその製品	73
第 81 類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	73
第 82 類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	76
第 83 類	各種の卑金属製品	76
第 16 部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びに テレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品 及び附属品(第 84 類及び第 85 類)	78
第 84 類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	78
第 85 類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像 及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	86
第 17 部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品(第 86 類から第 89 類まで)	91
第 86 類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用 装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む)	91
第 87 類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	91
第 88 類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	91
第 89 類	船舶及び浮き構造物	92
第 18 部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、 時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品(第 90 類から第 92 類まで)	93
第 90 類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用 機器並びにこれらの部分品及び附属品	93
第 91 類	時計及びその部分品	96
第 92 類	楽器並びにその部分品及び附属品	97
第 19 部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品(第 93 類)	98
第 93 類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	98
第 20 部	雑品(第 94 類から第 96 類まで)	99
第 94 類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する 詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く)	

	及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品 並びにプレハブ建築物	99
第 95 類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	100
第 96 類	雑品	100
第 21 部	美術品、収集品及びこつとう(第 97 類)	101
第 97 類	美術品、収集品及びこつとう	101
HS コード	HS2017→HS2002 変換表	102